



Title	食の安全をめぐる最近の動向と今後の取り組みについて : 食に対する信頼回復に向けて
Author(s)	大阪府健康福祉部食品衛生課
Citation	大阪公衆衛生. 2003, 74, p. 2-3
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83522
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

食の安全をめぐる最近の動向と 今後の取り組みについて

～食に対する信頼回復に向けて～

大阪府健康福祉部食品衛生課

平素は、本府食品衛生行政の推進についてご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、食品をめぐる環境の変化はめまぐるしく、ＢＳＥの発生、食品の偽装表示、遺伝子組換え食品、中国産冷凍ほうれんそうの残留農薬問題、Ｏ１５７による食中毒など、食をめぐる様々な問題が次々に明らかになり、消費者の信頼回復に向けて、食の安全・安心確保が急務となっています。

１．ＢＳＥの発生と偽装表示問題

昨年９月に、我が国で初めてＢＳＥ感染牛が確認されて以来、現在まで全国で５頭の感染が確認されており、府民の食卓に新たな不安が広がりました。

また、ＢＳＥに関連し政府の食肉買い上げに対する不正請求に端を発し、本年１月下旬から食肉を中心として、食品衛生法及びＪＡＳ法の表示基準に違反する事例が相次いで報告されました。

これらに対応するため、大阪府では府内２ヶ所の食肉衛生検査所において６名の検査員を増員し２４名体制をしき、昨年１０月より食肉処理場に搬入される牛の全頭検査を行い、食肉の安全確保を図っています。また、本年２月から５月まで保健所食品衛生監視員と流通対策室ＪＡＳ法検査員合同による食肉処理施設、食肉販売施設を始め、府内食品関係営業施設への立ち入り検査を実施しました。

２．指定外添加物問題

今年５月には、府内の営業者が販売した食品（中国で製造されたもの）に我が国では認められ

ていない添加物ＴＢＨＱが混入していたことが判明し、大阪府はこの営業者に対し営業禁止の処分をしました。また、この事件と相前後して、茨城県で香料に我が国では認められていない添加物を使用していたことがわかり、この香料はもちろんのこと、これを使用した膨大な食品についての回収の社告が連日新聞紙上に載ったのは、まだ記憶に新しいところです。大阪府では、本年６月に府内の８５の添加物製造施設に緊急立ち入り検査を実施しましたが、違反はありませんでした。

３．中国産冷凍野菜問題

本年４月頃から中国産冷凍野菜類特に冷凍ほうれんそうから残留基準を超える農薬が検出される事例が相次ぎました。大阪府では、６月から８月にかけて保健所および中央卸売市場食品衛生検査所で中国産冷凍野菜類の収去検査を実施し、２件の違反を摘発しました。厚生労働省では検疫所での検査体制を強化しましたが、事態の改善がみられないことから、特定の国の特定の食品について厚生労働大臣が必要と認めるときには、個別の検査を要せずに包括的に輸入を禁止できるよう食品衛生法を改正し、９月７日から施行されました。

４．中国製ダイエット用健康食品問題

７月、中国から輸入されたいわゆるダイエット用健康食品の摂取後に、肝障害などの健康被害が全国規模で発生していることが明らかになりました。本事件では、大阪府におきましても健康被害者が出たことから食品衛生課、薬務課、保健所が連携し、府民からの相談、対応にあた

るとともに、府民に対してホームページなどを通じ啓発を実施してまいりました。

規制緩和が国際的に進むなか、多種多様な食品が世界各国から輸入されてきており、我が国の食料供給の約60%（平成12年カロリーベース）を輸入食品に頼っています。今や輸入食品なくして国民の食生活は成り立たないといえますが大阪府では、輸入食品の監視・検査にも力を入れ、平成13年度、府内に流通する農産物、水産物、加工食品などの各種輸入食品約1,900検体について、食中毒菌の検査をはじめ、添加物、残留農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品の検査などを実施し、2件の違反を摘発しました。

5. 無登録農薬問題

山形県に端を発した無登録農薬の販売事件に関連して、ダイホルタン、プリクトランなどの無登録農薬の販売、使用が全国各地に広がりをみせました。この問題に対応するため、大阪府では、流通の拠点である府中央卸売市場において監視・指導の強化を図るとともに、同市場食品衛生検査所で国内産果実10検体を収去し無登録農薬の検査を実施しました。

6. 今後の取組み

こうした一連の問題の発生を教訓に、食の安全・安心の確保には、生産から消費に至るまで一貫した管理対策が必要であり、このため、縦割り行政という従来の取り組みから、食品安全行政が一元的にできる新たな行政組織の構築や消費者にわかりやすく信頼できる表示制度に向けての関連法令の整備が必要であります。

国におきましては、6月11日、食品安全行政に関する関係閣僚会議において「今後の食品安全行政のあり方」として次の2点が示され、現在、内閣官房に準備室が設置され、平成15年の通常国会に提出するため、検討作業が進められています。

(1) 「食品安全委員会（仮称）」の設置

消費者の保護を最優先に、すでに欧米で実践されている食品安全行政にリスク分析手法

を導入し、食品の安全に関するリスク評価を独立して科学的に行うため、内閣府に「食品安全委員会（仮称）」を新たに設置する。

また、リスク管理を担当する行政機関についても、リスク管理体制の見直しを図るなど所要の措置を講じる。

なお、緊急時に内閣全体として対応する危機管理の仕組みを、「食品安全基本法（仮称）」に基づいて整備する。

(2) 「食品安全基本法（仮称）」の制定

消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として「食品安全基本法（仮称）」を制定する。

また、食品安全基本法に則し、食品の安全性に関わる関連法について検討し、所要の改正を行うものとする。

一方、大阪府では、11月12日、知事を委員長とする「大阪府食の安全・安心推進委員会」を設置し、「食」に対する府民の不信感を払拭し、健康で安心できる食生活実現のため、次の5つの約束を致しました。

- ① 「食」の安全・安心についての情報を、スピーディに分りやすくお知らせします。
- ② 「食」についての相談に、スピーディにお応えします。
- ③ 「食」に関わる事故の未然防止と発生時の拡大防止に努めます。
- ④ 食品の生産から流通・販売に至るまで、全ての段階で指導・監視を徹底します。
- ⑤ 子どものときから「食」について考え、健康的な食生活を身に付ける「食育」を推進します。

今後、食に対する信頼回復に向けて、この5つの基本方針に沿って、生産から流通・販売に携わる方々、行政、学識経験者、消費者の皆様など食の安全・安心に関わる関係者とともに取り組んでまいりたいと存じます。